

# 秋田県共催及び後援名義使用申請の手引き

この手引きは、秋田県に対して共催又は後援名義の使用を申請する際の手続きなどをまとめたものです。申請前に必ずご一読ください。

## 1. はじめに

講演会、セミナー、展示会、競技会、地域イベントその他の行事又は普及啓発活動（以下「行事等」という。）について、秋田県が趣旨に賛同し、適当と認められる場合には、共催又は後援として「秋田県」の名義を使用することができます。

※ 教育委員会の名義が必要な場合は、教育庁の担当課室へ申請してください。

## 2. 共催と後援の区分

共催・後援の定義は次のとおりです。

- (1) 共催 県が行事等の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担するもの
- (2) 後援 県が行事等の趣旨に賛同し、その開催を援助（名義の使用承認）するもの

## 3. 対象団体等

次のいずれかに該当する団体等が対象となります。

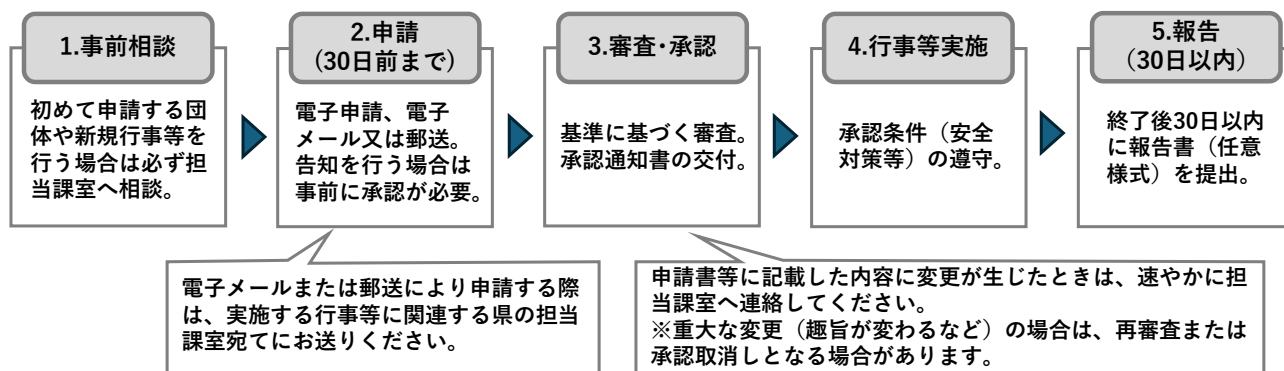
- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) その他、県が適当と認めるもの

## 4. 対象行事等（承認の基準）

以下の基準をすべて満たす行事等が対象となります。

- (1) 秋田県の地域振興又は県民生活の向上に寄与するもので、公益性のある行事等であること。  
※ ただし、宗教活動、政治活動又は営利を目的とすると認められるものは除く。
- (2) その規模が、広範囲にわたるものであること。  
※ 特定の市町村内のみ限定される小規模な行事等は原則として対象外ですが、地域振興局の管内で、主として管内住民等を対象として行う行事等については、地域振興局へご相談ください。
- (3) 秋田県の方針及び施策に反しないものであること。
- (4) 行事等を行う場所は、公衆衛生及び災害防止について十分な設備措置が講じられていること。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の行事等でないこと。
- (6) 過去に後援等名義の不正使用や虚偽の申請、承認取消しの実績がないこと。

## 5. 申請手続き



### (1) 事前相談

- 申請受理及び承認事務を円滑に行うため、申請の際は、実施する行事等に関連する県の担当課室にご連絡ください。
  - ※ 担当課室が不明な場合は、組織別案内 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/16331>) でご確認いただくか、行政経営課（018-860-1054）にお問い合わせください。
- 初めて申請する団体や、新規の行事等について申請を行う場合は、必ず担当課室に事前相談をお願いします。
  - ※ これまでに共催又は後援の承認を受けている団体であっても、新たな行事等を実施する場合や内容を大幅に変更する場合は事前にご相談ください。

### (2) 申請

- 名義使用を開始する 30 日前までに申請してください。
  - ※ 事前告知のために「秋田県」の名義を使用したチラシやポスターの配布・掲示、ウェブサイトへの掲載等を行う場合は、その 30 日前まで。

#### ① 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

##### ア オンライン申請

電子申請システムで申請してください。

##### イ 電子メール・郵送

県の担当課室に申請書及び添付書類をメール又は郵送で送付してください。

※ 行政経営課ではなく、担当課室に直接送付してください。

#### ② 提出書類

##### ア 申請書（様式1）

※電子申請システムを利用する場合は不要です。

※必要事項を記載している任意の文書により代えることもできます。

※行事等主催者の押印は必要ありません。

##### イ 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類

##### ウ 役員その他行事等関係者の住所及び役職名等を明らかにする書類

##### エ 行事等の目的、計画（収支予算を含む）を明らかにする書類

※ 国又は地方公共団体については、イ及びウに掲げる書類の提出は不要です。

### (3) 審査・承認

県の担当課室は、提出された申請書等を審査し、行事等の主催者に承認の可否を通知します。

### (4) 行事等の実施

#### ① 名義の使用

・使用できる名義は「秋田県」です。部局名や課室名は使用できません。

※地域振興局名義で承認された場合は、「秋田県〇〇地域振興局」の名義を使用できます。

・承認通知が届く前に、チラシやポスター、ウェブサイト等に名義を掲載することはできません。

#### ② 変更

・承認後に行事等の内容を変更もしくは中止する場合は、速やかに担当課室にご連絡ください。

・重要な変更（主催者や名称、開催日時・場所など行事等の根幹に関わる変更）があった場合は、再申請してください。

#### ③ 承認の取消

次のいずれかに該当するときは、承認を取り消す場合があります。

ア 虚偽の申請その他の不正な手段により承認を受けた場合

イ 行事等の内容が承認の基準を満たさなくなった場合（例：営利目的に変更された）

ウ 県への届出なく、行事等の内容を大幅に変更した場合

エ 主催者、共催者、後援者等が暴力団関係者であることが判明した場合

オ 承認の条件に違反した場合

#### ④ 免責事項

後援等名義の使用及び取消しに伴い生じた損害や不利益について、県は一切の責任を負いません。

### (5) 報告

行事等終了後、30日以内に担当課室に報告書（様式4）を提出してください。

## 6. お問い合わせ先（※行事等の担当課室が不明な場合）

秋田県総務部行政経営課企画チーム

電話：018-860-1054

メール：gyousei@pref.akita.lg.jp